

保育士としての就職をお考えの皆さまへ



保育士が所属する 育ち支援課業務のご紹介



三重県立子ども心身発達医療センター

発達総合支援部育ち支援課

〒514-0125 三重県津市大里窪田町340番5

TEL : 059-253-2000

FAX : 059-253-2031

MAIL : childc@pref.mie.jp

URL : <http://www.pref.mie.lg.jp/CHILDC/index.htm>

はじめに

三重県立子ども心身発達医療センター（以下当センター）は、児童精神科と小児整形外科を中心とした病院であると同時に、医療型障害児入所施設でもあります。18歳以下の児童を対象とした、三重県における「こころ」と「からだ」の障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉、発達支援の拠点となる施設です。

当センターでは、心（脳）や身体がうまく働かないことによって、家庭生活や学校生活に適応できなくなってしまった子どもたちが、通院や入院という形で治療や支援を受けています。たくさん子どもたちとの出会いの中で思うことは、どのような病気や障がいがあっても、子どもは子どもらしい健康的な側面をたくさんもっているということです。あそびが大好きで、好奇心に満ち、ほめられること認められることを喜び、人や社会との関わりをととても楽しみにしています。

そのような子どもたちに対して、私たち保育士は、「病気や障がいを治す」という視点ではなく、それぞれの発達段階に合わせて、子どもとしてのありのままの姿を認め、強みや日々の小さな頑張りを丁寧にほめながら、成長・発達を促進するという視点を大切にして日々支援を行っています。多職種チームの一員として、子どもの治療や発達支援に貢献できる専門的でやりがいのある仕事です。



育ち支援課の組織と仕事

1. 育ち支援課とは

育ち支援課は、保育士・指導員など（以下、保育士等）の福祉系職種が所属し、外来や病棟において、主に集団療育や集団保育、生活指導、保護者支援などを担う部署です。治療の必要な子どもの発達を総合的に評価し、課題に対する有効な療育・保育・生活支援プログラムを作成、実施、評価します。そのプロセスにおいて、心身の発達や適応的な行動を促進することで、子どもの症状や不適応行動の軽減を図っています。また、他職種との間で専門性を相互に学びあい、地域の関係機関とも連携しながら、子どもや保護者、地域のニーズに応えられる知識や技法の獲得及び開発に努めています。

2. 育ち支援課の組織と勤務形態

育ち支援課は、図1の通り3つの所属に分かれて仕事をしています。課の中で定期的に異動をしながら専門技術を共有し、一貫性のある治療や支援を提供しています。

各所属の勤務形態は表1の通りです。病棟では、看護師は24時間3交替勤務で子どもたちの支援や見守りを行い、保育士等は変則勤務で子どもたちが起きて活動している時間帯の支援を行っています。

図1 育ち支援課の組織

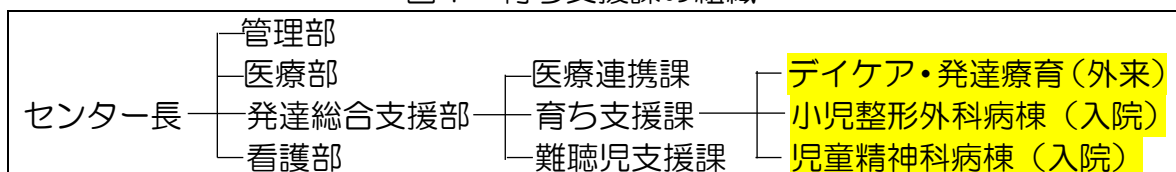


表1 保育士等の勤務形態

所属	勤務形態	勤務時間
デイケア・発達療育	日勤	8:30~17:15
小児整形外科病棟	日勤	8:30~17:15
	遅番①	10:30~19:15
児童精神科病棟	日勤	8:30~17:15
	早番	7:00~15:45
	遅番①	10:30~19:15
	遅番②	13:00~21:45

3. 外来治療

(1) 発達療育

発達療育の対象は、幼児から小学生までの、園や学校、家庭で不適応行動がみられる主に発達障がいの子どもたちです。

保護者とは離れて、子どもたち4~5人の少人数グループで週1回、1時間の療育を全12回行います。内容の例は表2の通りです。医師の指示のもと、保育士等がケースカンファレンスや療育検討会を通して療育プログラムの立案・実施を行っています。子どもたちが適切なコミュニケーションの方法を学び、褒められて成功体験を積むことで、自己肯定感の向上を図ります。また、療育で得られた効果的な支援方法をご家庭や園、学校で子どもたちが楽しく日常生活が送れるよう伝えていく役割も担っています。

表2 発達療育のプログラム例

幼児療育	学童（小学生）療育
① あいさつ・スケジュール説明	① あいさつ・スケジュール説明
② 手遊び・絵描き歌・描画	② 卓上ゲーム（トランプ・ウノ・坊主めくり等）
③ 工作あそび（廃材利用等）	③ SST「こんなときどうする？」
④ 集団あそび（サーキットあそび・フルーツバスケット等）	④ 集団あそび（転がしドッチ・しっぽとり等）
⑤ 卓上課題（作業課題・認知学習教材）	⑤ 本の読み聞かせ
⑥ 絵本の読み聞かせ	⑥ 終わりの会・個別の振り返り

(2) デイケア

デイケアの対象は、小学生から高校生までの、学校や家庭で不適応行動がみられる主に発達障がいの子どもたちです。

医師の指示による精神科治療のひとつで、看護師・作業療法士・精神保健福祉士・保育士等で構成する多職種チームが、治療目標に合わせた集団活動を企画・実施しています。「デイケア」は1回6時間、「ショートケア」は1回3時間で、内容の例は表3の通りです。それぞれのライフステージに応じた様々な集団体験を通して、学校生活や地域生活の維持や問題を解決する力を培ったり、就労に向けた準備をサポートしています。

表3 デイケアのプログラム例

① 始まりの会（挨拶・スケジュール確認・健康チェック）
② 活動
個別課題（ナノブロック、アイロンビーズなど）
集団活動（SST、集団ゲームなど）
※「デイケア」の場合は給食あり
運動（卓球、グランドゴルフ、ペタンクなど）
集団作業（調理、園芸など）
③ 個別の振り返り

4. 入院治療

(1) 各病棟の構成

表4に示す通り、小児整形外科病棟では、幼児から高校3年生まで、児童精神科病棟では、小学1年生から中学3年生までの子どもが入院しており、育ち支援課と看護課が、それぞれの専門性を発揮しながらチーム医療を行っています。ケースカンファレンスや療育会議等で職員間の情報共有や治療内容についての検討を行い、決定した治療方針に基づいた治療プログラムの立案・実施を行っています。

表4 病棟の構成

	1階小児整形外科病棟 (30床)	3階児童精神科病棟 (40床)	4階児童精神科病棟 (40床)
対 象 児	身体障がいをもつ幼児 から高校生の男女	知的障がいと発達障 がいをもつ小・中学生男女 発達障がいをもつ小学 生男女 発達障がいをもつ中学 生女子	発達障がいをもつ小学 生男子 発達障がいをもつ中学 生男子
職 員	看護師 保育士	看護師 保育士 指導員	看護師 精神保健福祉士 心理判定員

(2) 小児整形外科病棟

小児整形外科病棟の入院対象は、脳性麻痺、二分脊椎、頭部外傷後遺症などの中枢神経系障がいや先天性骨系統疾患などをもつ子どもたちです。

入院した子どもたちには、手術治療、装具療法、作業療法、言語療法などの機能訓練、その他日常生活への多面的な支援を行っています。その中で保育士等は、子どもたちが個々の発達に見合ったあそびや生活自立ができるよう、効果的な支援方法を考えたり、環境を整える役割を担っています。幼児には毎日集団保育（表5）を行い、病棟の季節行事（表6）なども企画しています。病棟生活の日課と保育士等の主な業務は表7の通りです。

また、同敷地内に三重県立かがやき特別支援学校草の実分校（小学部・中学部・高等部）が設置されており、入院中の教育の保障をしています。

表5 集団保育

時間	活動	内容
10:30	トイレ・水分補給	
10:45	保育開始	
	① 挨拶	始まりのうた・お名前呼びのうた
	② スケジュール	予定ボード
	③ うたと合奏	各季節のうた／楽器演奏
	④ 触れ合いあそび	身体あそび／手あそび
	⑤ メイン活動	感覚あそび／運動あそび／ルールのあるあそび 制作あそび／野外散策など
	⑥ お話	絵本／紙芝居
11:30	⑦ 挨拶	終わりのうた

表6 季節行事

月	行事内容	月	行事内容
4月	ポッチャ	10月	運動会
5月	屋外あそび	11月	クリスマス会
6月	センター祭	12月	クリスマス会
7月	サーキットあそび	1月	芋ほり・野菜スタンプあそび
8月	夏祭り会	2月	サッカー
9月	お月見会	3月	お楽しみ会

表7 病棟生活の日課と保育士等の主な業務

時間	子どもの日課		保育士等の主な業務 (網がけは変則勤務)
	幼児	小・中・高校生	
6:30	起床		
7:00	更衣・洗面・トイレ		
7:10	朝食		
8:00	服薬・歯磨き・トイレ		
8:35	朝の会		申し送り・打ち合わせ
8:40	自由あそび	分校登校	登校誘導・保育準備
10:30	集団保育		幼児の集団保育
11:30	自由あそび	一旦下校	カルテ記録
12:20	昼食		休憩（1名は昼食支援）
13:00	服薬・歯磨き・トイレ		歯磨き・トイレ支援
13:10	幼児は散歩・個別あそび 午睡	再登校	再登校誘導（1名は休憩） 支援会議・カンファレンス 保育準備・教材制作 幼児の個別保育
		下校	カルテ記録
15:00	おやつ 入浴（月・水・金）		おやつ支援 入浴支援
16:30	自由時間		あそび支援
18:00	夕食		夕食支援
18:40	服薬・歯磨き・トイレ		歯磨き・トイレ支援
18:45	自由時間	自由時間	カルテ記録
19:45	自室で就床準備		
20:00	消灯・就床	自室で就床準備	
21:00		消灯・就床 (年齢によって時間は異なる)	

(3) 児童精神科病棟

児童精神科病棟の入院対象は、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症などの発達障がいや摂食障がい、強迫性障がいなどの精神疾患をもつ子どもたちです。

入院した子どもたちには、薬物療法や心理療法の他、生活指導や集団療育などを通して、自己肯定感が高まり、社会で生きていく力（社会性）が身につくよう支援を行っています。その中で保育士等は、子どもたちの発達段階や退院・退所後の家庭状況に合わせて、あそびや日課・余暇活動を支援したり、計画的な集団療育（表8）や季節行事（表9）を企画する役割を担っています。病棟生活の日課と保育士等の主な業務は表10の通りです。

また、同敷地内に三重県立かがやき特別支援学校あすなろ分校（小学部・中学部）が設置されており、入院・入所中の教育の保障をしています。

表8 集団療育

療育内容	月	火	水	木	金
小学生 低学年 グループ		集団あそび	買い物学習 子ども会 健康学習		集団あそび SST
小学生 高学年 グループ	集団あそび		買い物学習 子ども会 健康学習	集団あそび SST	
小学生 合同活動			集団あそび (月1回)		
中学生 グループ		生活スキル SST	買い物学習 子ども会 健康教育	集団あそび 運動	
中学生 合同活動				集団あそび 調理など (週1回)	
自閉症児 グループ	長距離歩行		買い物学習 子ども会 生活スキル 学習	体育館運動	
太鼓 グループ					練習(週1 ~2回)

表9 季節行事

月	行事内容
4月	ゲーム大会
6月	センター祭
8月	夏のあそび会
10月	宿泊キャンプ
12月	クリスマス会
1月	冬のあそび会



表10 病棟生活の日課と保育士等の主な業務

時間	子どもの日課			保育士等の主な業務 (網がけは変則勤務)
	小学生	中学生	知的障害のある 子ども	
6:30	起床			
7:00	更衣・洗面・トイレ			更衣・洗面・トイレ支援
7:10	朝食			朝食支援
7:40	服薬・歯磨き・トイレ			歯磨き・トイレ支援
8:00	登校準備			登校準備支援
8:30	登校			登校誘導
9:30	登校しない子どもは個別の課題やあそび			申し送り・打ち合わせ ケースカンファレンス 療育会議・課の会議 療育準備・教材作成 個別の課題やあそび支援 カルテ記録
11:00	登校しない子どもは自由時間			休憩
12:30	一旦下校 昼食			下校受け入れ 昼食支援
13:00	歯磨き・トイレ			歯磨き・トイレ支援
13:15	再登校	再登校	自閉症児 グループ活動	自閉症児の集団療育 入浴支援
14:00	下校 宿題・時間割		入浴	下校受け入れ 宿題・時間割支援
14:15	小学生 グループ活動	下校		小学生の集団療育 カルテ記録
15:10	おやつ			おやつ支援
15:30	入浴 自由時間	中学生 グループ活動	自由時間	中学生の集団療育 余暇支援
16:10		入浴 自由時間		カルテ記録
18:10	夕食			夕食支援
18:40	服薬・歯磨き・トイレ			歯磨き・トイレ支援
19:00	自由時間	自由時間	自由時間	余暇支援
19:30			自室で就床準備	就床準備支援
20:00	自室で就床準備		消灯・就床	就床支援
21:00	消灯・就床			カルテ記録

保育士の業務に関するQ&A

Q) 保育士採用試験の内容はどのようなものですか？

A) 教養試験・論文試験・人物試験（面接）などがあります。実技試験はありません。

Q) 保育士の採用条件に年齢制限はありますか？

A) 現在の採用条件は42歳までとなっています。

Q) 保育士の採用試験は毎年ありますか？

A) 保育士は選考職（業務や職場が限定される職種）ですので、主には保育士の

退職が見込まれる年度に採用試験を行います。

Q) 選考職である保育士の労働条件は、他の県職員とは異なるのでしょうか？

A) 県職員の基本的な労働条件はみな同じです。基本賃金は、行政職・医療職・研究職で給料表が分かれており、保育士は行政職に含まれます。職種や職場によって、勤務形態や諸手当の一部が異なります。

Q) センターには保育士が何人くらいいますか？男性保育士もいますか？

A) 現在20名ほどの正規保育士が働いています。そのうち5名が男性保育士です。

Q) 就職後に出産・育児等の必要が生じた場合は、退職したほうがよいのでしょうか？

A) 退職する必要はありません。県では、産前産後休暇・育児休業の他、様々な育児支援制度が導入されており、当センターでも、性別にかかわらず多くの職員がその制度を活用しながら働いています。誰もが安心して長く働き続けられる職場を目指しています。

Q) 新卒者なので、医療や障がいに関する専門的な知識をもっていませんが、就職できますか？

A) 保育士にとっては稀少な領域ですので、どの保育士も専門知識や経験をもたずに就職します。当センターで採用された後に、業務の中での先輩からの指導や院内外の研修会、自己学習を通して、専門的な知識や技術を身につけていけばよいので心配はいりません。

Q) 人材育成や研修体制はどのようになっていますか？

A) 新任者には、トレーナーがついて指導にあたります。年3回のテーマに沿ったレポート作成や毎月の事例検討会、県外の研修会・学会への参加など、育ち支援課独自の研修システムを通して見識を深めることができます。また、県の職員研修制度や当センター内の様々な専門研修を通して学ぶこともできます。

Q) 保育所やこども園に勤めていた経験は役に立ちますか？

A) 当センターの対象となる子どもは、幼児から高校生まで幅広いのですが、保育士には、その子どもの幼児期・学童期の情報を基に発達段階を見極める力が必要となります。また、集団療育を実施する際には、発達段階に合った様々なあそびのアイデアや支援技術が必要です。そのため、保育所やこども園における乳幼児の支援やクラス運営、行事運営などの経験は、当センターで非常に役に立ちます。

Q) 福祉サービス事業所や入所施設に勤めていた経験は役に立ちますか？

A) 最近では、当センターの対象と似たような発達や行動の課題をもった子どもが、福祉サービス事業所や入所施設を多く利用していると思います。そこでの子どもへの支援や関係機関との連携の経験は、当センターで非常に役に立ちます。

- Q) 子育てのために一旦保育士の仕事から離れていましたが、就職できますか？
- A) 家事や育児を専門に行うことも一つの職業であり、その方のキャリアであると言えます。特に、子どもの養育を通して、誕生から大きくなるまでの縦軸の発達過程を把握していることは、当センターの対象児の発達段階を見極める上で、非常に役に立ちます。



育ち支援課以外の課の仕事

【総務企画課（事務職員）】

センターに関わる事業費の予算や決算の作成、職員の身分や施設、財産の管理などを行います。

【診療科（医師・放射線技師・検査技師・薬剤師・栄養士・作業療法士・看護師）】

通院児や入院児の診察、心電図・脳波・レントゲンの検査、お薬の調合、給食の調理や配膳、デイケアやショートケアなどを行います。

【地域支援・リハビリテーション課（理学療法士・言語聴覚士・作業療法士）】

通院児や入院児の身体の機能訓練などを行います。また、地域のリハビリや療育の支援、特別支援学校への支援、市町の発達支援体制整備の支援などを行います。

【難聴児支援課（言語聴覚士）】

在宅の聴覚障がい児の支援や相談、補聴器のフィッティング、園・学校訪問などを行います。

【通所事業課（言語聴覚士・看護師・保育士）】

在宅の重症心身障がい児・者の発達促進、日常生活動作や運動機能の訓練を行います。

【臨床心理課（心理判定員）】

通院児や入院児の心理判定や心理療法を行います。

【医療連携課（精神保健福祉士・医療ケースワーカー）】

入院児の入退院に関わる手続き、前籍校・児童相談所・市町など関係機関との連絡調整、家庭訪問、電話相談などを行います。

【看護課（看護師）】

医療安全や感染対策、病棟運営・管理、通院児や入院児の看護ケア、訪問看護などを行います。

参考資料

施設概要

<開設年月日>

2017年（平成29年）6月1日

県立草の実りハビリテーションセンター、県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し「三重県立子ども心身発達医療センター」を開設

<センター長>

中西 大介

<許可病床数>

110床 【内訳】 児童精神科病床 80床（うち医療型障害児入所施設定員 56名）

小児整形外科病床 30床（うち医療型障害児入所施設定員 30名）

<診療科目>

児童精神科、整形外科・小児整形外科、リハビリテーション科、小児科（入院）

<建築概要>

所在地：三重県津市大里窪田 340 番 5

敷地面積：約 16,600 m² 建築面積 7,677.20 m²

建築規模：延べ面積 17,200.62 m²

（うち医療センター：13,013.52 m² 併設特別支援学校：4,187.10 m²）

建築構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建て

沿革

三重県立子ども心身発達医療センターの前身となった施設の概略

<三重県立草の実りハビリテーションセンター>

S32年 10月 児童福祉法による肢体不自由児施設「草の実学園」として開園

H10年 4月 「三重県立草の実りハビリテーションセンター」に改称

H11年 1月 重症心身障害児（者）通園事業開始

H12年 4月 心身障害児（者）施設地域療育事業開始

<三重県立小児心療センターあすなろ学園>

S39年 1月 三重県立高茶屋病院内に「あすなろ学園」開設

S45年 6月 自閉症児療育施設として厚生大臣指定を受ける

S55年 8月 児童福祉法による第一種自閉症児施設として認可

S60年 4月 「三重県立小児心療センターあすなろ学園」として三重県立高茶屋病院より分離

<三重県中央児童相談所（聴覚部門）>

S57年 4月 中央児童相談所（現中勢児童相談所）
において「言語相談」開始

H13年 5月 中央児童相談所（現中勢児童相談所）
において「きこえの相談」（聴覚障害
児早期発見療育推進事業）開始

